



あおせん
乗って残そう未来の栗生線

神戸電鉄栗生線活性化協議会

ホームページにおいて、栗生線をはじめ神戸電鉄沿線の魅力を発信して頂ける「栗生線ブログ駅長」を募集します。

神戸電鉄栗生線活性化協議会（会長：三木市副市長 北井信一郎、以下「協議会」）では、平成 26 年春の完成を目指してホームページのリニューアルを進めております。本リニューアルでは、見やすさや使い勝手の向上を図ることはもとより、栗生線の維持・存続に向けて、栗生線サポーターズくらぶの会員（以下「会員」）が主体的な行動を起こす上で必要な環境を提供することを目的として、会員が相互に交流や情報発信をすることのできるコーナーを新設いたします。

ついては、ホームページに新設するブログコーナーにおいて、栗生線をはじめ、神戸電鉄沿線の魅力を発信して頂ける「栗生線ブログ駅長」を以下のとおり募集しますので、趣旨をご理解いただいた上で、多くの方の参加をお待ちしております。

■募集要領

- 【募集期間】 平成 26 年 2 月 14 日（金）～ 同 3 月 14 日（金）
- 【応募資格】 ①栗生線サポーターズクラブの会員であること（個人・団体の別は問いません）
※ 団体の場合でも、1 人の栗生線ブログ駅長として活動して頂きます。
②任期（1 年間）を通じて活動して頂ける方
③規約を遵守するとともに、会員の模範として活動して頂ける方
- 【応募方法】 必要事項を記載した書面（形式は任意）を事務局までご提出ください。
《必要事項》
① 氏名 ② 年齢 ③ 住所 ④ 電話番号 ⑤ E メールアドレス
⑥ ご職業 ⑦応募動機
- 【選考方法】 応募頂いた方の中から、事務局が面接を行い、数名の栗生線ブログ駅長選定いたします。
- 【応募窓口】 三木市まちづくり部美しいまちづくり課
〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号
電話：0794-82-2000（代表）
FAX：0794-82-9625

栗生線ブログ駅長運営規約

第1条 栗生線ブログ駅長コーナーの目的と駅長の役割

神戸電鉄栗生線活性化協議会（以後「協議会」という）ホームページ内の「栗生線ブログ駅長」コーナーは、栗生線サポーターズクラブの会員が、栗生線の維持・存続に向けた主体的な活動の1つとして、沿線の様々な魅力や取り組みをご紹介するコーナーです。

栗生線ブログ駅長は、自己の責任において「栗生線ブログ駅長」コーナー内の担当ブログ（以後「担当ブログ」という）を管理・運営し、担当ブログ及び「栗生線ブログ駅長」コーナー全体の活性化・円滑化に相当の努力を払うものとします。

第2条 栗生線ブログ駅長の運営方法

栗生線ブログ駅長には、担当ブログを運営するために、次のことを行っていただきます。

1. 協議会が用意するブログシステムを活用し、神戸電鉄沿線に関連した様々な情報を、できるだけ写真を交えながら発信する。
2. 読者からのコメントをチェックし、公開承認操作を行う。（公開承認操作を行わなければ、コメントは一般公開されません）
また、読者からのコメントに対して返信も行う。
3. 他の栗生線ブログ駅長の記事も閲覧し、栗生線ブログ駅長同士でのコミュニケーション形成に努める。
4. 機会があるときには、外部のブログや SNS を活用して、担当ブログや「栗生線ブログ駅長」の宣伝、情報拡散に努める。
5. 記事の執筆は、1週間に3回以上を努力目標とする。

第3条 栗生線ブログ駅長の任期

栗生線ブログ駅長の任期は4月から翌年3月末の1年間とし、原則として途中での任務の終了は認めません。なお、任期終了翌日が当社休務日にあたる場合は、翌営業日前日までを任期とします。

第4条 栗生線ブログ駅長運営に関する費用負担

担当ブログを運営する際に要する費用（ブログ管理に必要な機器購入費用、インターネット通信費用、取材に関する費用等）につきまして協議会は一切負担いたしません。

第5条 栗生線ブログ駅長の特典

協議会は栗生線ブログ駅長各人に対して、次の特典を設定します。

1. 神戸電鉄 1day フリーパスを任期中1ヶ月につき各人3枚提供する。
2. 取材や宣伝時に必要となる名刺を、任期中に不足の無いよう提供する。
3. 取材先や読者との情報交換のために、協議会指定の電子メールアドレスを各人1個任期中に貸与する。

第6条 禁止事項

粟生線ブログ駅長が担当ブログを管理するにあたり、次の行為を禁止します。また、以下の禁止事項を守らず、第三者からのクレーム等の問題が発生、もしくは協議会や神戸電鉄等に損害が発生した場合には、任期の終了を問わず、粟生線ブログ駅長がその責任と負担において解決するものとします。

1. 自身の投稿、読者からの投稿に関わらず、以下の内容を含む情報を公開すること。
 - 第三者の個人情報
 - 虚偽の情報、もしくは不確かな情報
(読者から連絡先等が記載されている情報がコメントとして投稿された場合は、その内容についても掲載前に確認を行うこと)
 - 第三者の知的財産権、肖像権等を侵害する内容の情報
 - 特定の店舗、施設、人物等を誹謗中傷する情報
 - 犯罪行為、および犯罪行為に結びつく恐れのある情報
 - 著しくコーナーの主旨に沿わない情報
 - コンピュータウイルス等、閲覧者のコンピュータ等に被害を与える情報
 - その他、法律・法令、公序良俗に反する内容、読者が不快と感じる内容の情報
2. 粟生線ブログ駅長であることを利用した、本人の利益を目的とする商目的行為、及びそれに結びつく行為
3. 本人及び第三者による、求人活動、特定の思想を持った団体への勧誘活動、寄付・出資の募集、及びそれらに結びつく行為
4. 粟生線ブログ駅長運営に際して知り得た個人情報を第三者へ漏洩する行為
5. 粟生線ブログ駅長運営に際して知り得た協議会および神戸電鉄等に関する機密情報を第三者へ漏洩する行為
6. ID・パスワードなど粟生線ブログ駅長運営に必要な情報を第三者へ漏洩する行為
7. 読者よりコメントされた文章等、自身が権利を有していないデジタルデータを、投稿者に無断で「粟生線ブログ駅長」コーナー以外へ転載する行為
8. 本規約によって生じる粟生線ブログ駅長の権利・義務を他人へ譲渡する行為
9. 協議会および神戸電鉄等に著しく損害を与える行為
10. 暴力団、総会屋その他反社会的勢力に所属あるいは関係する行為

第7条 著作権等について

1. 粟生線ブログ駅長本人の著作物について
担当ブログ運営時に公開した粟生線ブログ駅長自身の著作物(文章・写真等)の著作権については、すべて粟生線ブログ駅長本人に帰属するものとします。
2. コメント投稿について
コメントとして第三者から「粟生線ブログ駅長」コーナー内に投稿された情報の著作権については、投稿者本人に帰属するものとします。
3. 協議会は、1項、2項の全ての情報について、無償かつ無期限で利用出来る非独占的な利用権を保有するものとし、粟生線ブログ駅長本人及び投稿者本人は一切の権利主張を行わないものとします。

第8条 協議会による情報の変更について

協議会は、「粟生線ブログ駅長」コーナー内に、公開不適切と判断した情報が掲載されていた場合は、変更・削除出来るものとします。

なお、その変更内容・削除したことについて速やかに著作権者へ連絡するものとします。

第9条 免責事項

1. 協議会は、「粟生線ブログ駅長」コーナーの各システム（管理画面・電子メール等）を利用できなかったことに起因して生じたいかなる損害についても、粟生線ブログ駅長及び第三者に対して責任を負わないものとします。
2. 協議会は、第8条の規定に基づき、協議会が公開不適切と判断し、その情報を変更・削除したことにもない発生した損害については、一切の責任を負わないものとします。
3. 協議会は、事故・天災等、何らかの理由により「粟生線ブログ駅長」コーナーの各システムの記録データが消失した場合、責任を負わないものとします。
4. 協議会は、粟生線ブログ駅長が本規約を違反して生じた全て損害についてその責任を負わないものとします。
5. 協議会は、粟生線ブログ駅長本人やその周辺に発生したトラブル・損害等について、一切関与せず、また一切の責任を負わないものとします。

第10条 個人情報の取り扱いについて

1. 協議会は、粟生線ブログ駅長の運営により取得した個人情報を「粟生線ブログ駅長」コーナー運営以外の目的では使用せず、適切に管理します。
2. 協議会は、「粟生線ブログ駅長」コーナー運営に際して不特定多数の閲覧者に公開することを目的として、粟生線ブログ駅長よりその承認を得た上で取得した個人情報を「粟生線ブログ駅長」コーナー上で、不特定多数に公開できるものとします。また、それらは任期終了後であっても「粟生線ブログ駅長」コーナーが終了するまでの間、保管・利用できるものとします。
3. 「粟生線ブログ駅長」コーナー運営に必要なものとして、協議会が粟生線ブログ駅長より取得する個人情報のうち、協議会のみが使用する事を目的として取得した情報については、任期終了後6ヶ月保管し、その期間が終了後に破棄します。
なお、任期終了後の期間内に本人から破棄の申し出があれば、速やかに破棄します。
4. 協議会は、粟生線ブログ駅長より取得した個人情報のうち、第三者への開示を許可されていない個人情報について、司法機関や行政機関からの要請等、特段の事情がない限り、粟生線ブログ駅長本人に断り無く第三者に提供しないものとします。

第11条 粟生線ブログ駅長業務の終了

粟生線ブログ駅長が本運営規約に反する行為を行った場合、または協議会が粟生線ブログ駅長にふさわしくない行為を行ったと判断した場合、その行為の是正を求めたり、任期の途中であってもその任務を終了させることができるものとします。

また、「粟生線ブログ駅長」コーナーの閉鎖等、協議会の都合により、任期中であっても粟生線ブログ駅長の任務を終了させることができるものとします。

この場合、粟生線ブログ駅長は異議を唱えることはできないものとし、協議会に対して未収の神戸電鉄 1day フリーパス等一切の金品を請求しないものとします。

第12条 規約の改定

協議会は本規約を随時改定できるものとします。

規約を改定する場合は、協議会より栗生線ブログ駅長全てに告知を行うものとします。

第13条 規約に定めなき事項

本規約に定めのない事項や本規約の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決するものとします。

以上
